

【追加募集】令和2年度 NHK歳末たすけあい受配事業
「居場所づくり支援事業」募集要領

※コロナの状況も踏まえ、今回の追加募集の要領について、赤字の内容も要件とする。

1 助成対象

市内で活動している、または申請事業を実施するために令和2年度中に団体設立及び事業実施が可能な団体・グループ。(法人格は問わない)

2 助成対象事業

(1) 新規で、地域住民が集える居場所づくりの設置・運営に関わるものとする。

地域での居場所づくり(各世代が交流できる場、さまざまな住民が集える場、社会参加や役割を感じられる場、当事者が集える場、学習支援や食の支援も含む子どもの居場所など)

(2) 次に掲げるものは対象としない

- ア 行政からの補助を受けている事業
- イ 営利を目的とする事業
- ウ 複数区で設置する居場所

※コロナの状況も踏まえ、(1) 新規に加え、すでに居場所づくり活動をしている団体による、つながりづくりとしてのさまざまな形態での新たな取組みに対しても、申請可能とする。

3 助成対象経費

居場所の設置、運営に要する経費のうち、次の各号の掲げるものを対象とする。

- (1) 居場所の設置に際し、テーブル、椅子、照明器具等、運営に必要な備品を購入するための経費。
- (2) 施設の使用料(家賃は不可)、通信費、講師等への謝礼金、資料代、居場所の広報に要する経費。

※居場所の運営に係る人件費、飲食費、事業実施に直接関係のない経費や自らの責任において負担すべき経費、運営ボランティア養成に係る経費、市社協会長が助成対象経費として適当でないと認める経費については、助成の対象外とする。

※コロナの状況も踏まえ、環境整備や感染防止に係るものも可とする。

4 助成額(1事業への助成額)

- (1) 上限を15万円とする。
- (2) 助成枠は、地域社協、特定非営利活動法人等その他団体等10枠とする。

5 応募締切

令和2年10月28日(水)まで(消印有効)

6 その他

- (1) 1実施主体1事業の申請とする。
- (2) 必要経費のうち、10%以上は自己負担とする。

7 応募方法等

申請書（様式1）に必要事項を記入し、添付書類を添えて市社協地域福祉課あて送付する。

8 その他

審査の際に、区社協に意見を聴取することがある。

9 問い合わせ先

大阪市社会福祉協議会 地域福祉課（担当：西坂・花蜜）

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

電話06-6765-5606 FAX06-6765-5607